

Ⅲ. 保存管理

1. 基本方針

武蔵国分寺は、往時、武蔵国府に近い当地において、国府と都とを結ぶ古代道路（東山道武蔵路）に沿って、東に僧寺が、西に尼寺が一体として計画的に配置された。その立地は、国府と同じ立川段丘面に中心伽藍を配置し、さらに湧水源域を経て、国分寺崖線上の武蔵野段丘面まで、広く伽藍地・寺院地に取り込んでいた。1300年余りの時を経て、現在は遺跡となったが、後世の人々の英知と努力によって、東山道武蔵路跡・国分僧寺跡・尼寺跡が一体となって、良好に残されている。

こうした点に大きな特徴があり、かつ歴史的意義が認められており、我が国の国分寺遺跡を代表する特別に重要な史跡としてつとに著名となっている。

教育委員会は、史跡武蔵国分寺跡 附東山道武蔵路跡の保護を将来にわたって万全なものとするために、保存管理計画（第1次）と同様に以下の基本方針に基づき、保存管理を行うこととする。

- ① 諸国国分寺を代表する歴史資料としての国分寺跡の調査研究と保存活用を図る。
- ② 今日の急速な都市化の中において、豊かな自然・歴史環境（崖線、樹木、湧水、古道、古建築、景観）に恵まれた地域の特性を十分生かし、これらとバランスのとれた形で国分寺跡の保存を推し進め、併せて地域住民の生活との調和を図る。
- ③ 「国分寺の名にふさわしい歴史のまち」としてのシンボリックな存在である国分寺跡を憩いの場あるいは歴史学習の場として、多くの人々が末長く親しみ活用できる歴史公園に整備する。
- ④ 史跡整備と併せて国分寺跡保存のセンター的機能を果たす（仮称）郷土博物館を建設する。

（『国指定史跡武蔵国分寺跡 保存管理計画策定報告書』（平成元年）p.36より）

また、平成19年8月には、史跡と周辺環境との調和を図るべく、国分寺市まちづくり条例に基づいて「史跡武蔵国分寺跡周辺地区まちづくり計画」（以下「まちづくり計画」という）が策定されており、史跡周辺の土地利用方針は「まちづくり計画」に従うこととする。

2. 史跡を構成する諸要素

(1) 史跡を構成する諸要素の分類

①本質的価値を構成する要素

a. 僧寺跡

僧寺伽藍地は幅 2.1 ～ 3.0 m、深さ 0.8 ～ 1.5 mの素掘り溝で区画されており、北辺は I a 期の寺院地北辺をそのまま使用している。その規模は、北辺 384.1 m、東辺 428.3 m、南辺 356.3 m、西辺 365.4 mである。僧寺の伽藍配置は、南辺の西寄り 3 分の 1 等分線を中軸線として、伽藍地区画に設けた南門、中枢部区画に設けた中門、中枢部区画内南側の金堂、その背後の講堂、中枢部区画外の北方建物が一直線に並ぶ。金堂・講堂の両側には鐘楼・経蔵(未確認)と東西僧坊が配される。

中枢部を区画する施設は掘立柱塀と素掘り溝で構成され、中門より両翼に延びて、北へ折れ、東西僧坊を取り込み、講堂の背後で閉じる。回廊を有さず、塀と溝は僧坊等までを圍繞している。中枢部区画の規模は東西約 156 m、南北約 132 mであって、僧坊 2 棟が東西に配されて、南面する規模が大きくなっている。塔は中枢部区画の外で、金堂の中心より直線距離で約 220 mも離れた伽藍地(寺域)区画の南東隅にある。

a-1. 金堂

本尊仏を安置する建物。基壇の高まりとともに、礎石 19 個が原位置に残存している。発掘調査により、桁行七間(約 36.1m)、梁行四間(約 16.6m)の東西棟礎石建物と判明している。基壇は版築により構築され、東西約 45.3m、南北約 26.2m。基壇外装は乱石積。南面中央に三間(推定)、北面中央に一間の階段を設け、外周には雨落石敷が巡っている。

a-2. 講堂

経典の講義などが行われる建物。基壇の高まりとともに、礎石 5 個が原位置に残存している。発掘調査により、建物は、創建と再建の二回建てられており、創建期の建物は桁行五間(約 28.5m)、梁行四間(約 16.6m)の東西棟礎石建物と判明している。基壇は版築により構築され、東西約 34.4m、南北約 22.6m。再建期は建物の間口を七間(約 36.1m)に広げ、基壇の東西を約 42.2mに増築している。基壇外装は瓦積。南面、北面とも中央に一間の階段が設けられたと想定される。

a-3. 中門

中枢部区画の中軸線上に取り付けられた門。発掘調査により、基壇を有する桁行三間(約 9.6m)、梁行二間(約 6.0m)の東西棟礎石建物(八脚門)と判明している。出土した 4 点の隅切り瓦から、屋根構造は寄せ棟または入母屋であった可能性が示唆される。

a-4. 鐘楼(推定)・経蔵(推定)

時を告げる梵鐘を吊った建物(推定)。礎石 1 個が残存。発掘調査により、桁行三間(約 9.3m)、梁行二間(約 6m)の南北棟礎石建物と判明している。この建物と伽藍中軸線を挟んだ対称の位置(宗教法人国分寺墓地内)に同規模の経蔵があったと推定される。

a-5. 僧坊

僧が起居する建物。発掘調査により、東僧坊は、桁行十五間(約 44.5m)、梁行四間(約 9m)の南北棟礎石建物と判明している。この建物と伽藍中軸線を挟んだ対称の位置(共

同墓地（堂山墓地）内に同規模の西僧坊があったと推定される。

a－6. 中枢部区画施設及び区画施設内範囲

金堂，講堂，鐘楼，経蔵，東西両僧坊を囲んで区画する施設は，塀と外側の溝（2重）からなり，南側中央に中門が位置する。発掘調査により，塀は掘立柱塀から築地塀に改築されたことが判明している。また，金堂～講堂の中軸線上に堂間通路，金堂・講堂の南側には幢竿支柱も存在し，この区画内は，宗教儀礼を行う空間としての機能を持つ。その範囲は東西約156m，南北約132mにおよぶ。

a－7. 七重塔

「紫紙金字金光明最勝王経」を安置する建物。基壇の高まりとともに，礎石7個が残存している。『続日本後紀』の承和12（845）年三月己巳条に，武蔵国男衾郡前大領壬生吉志福正が，承和2（835）年に落雷で焼失した七重塔の再建を願い出て許可されたことが記されている。発掘調査においても，建物は創建と再建，同位置において建てられており，三間（約10m）四方の礎石建物と判明している。基壇は版築により構築され，約18m四方である。基壇外装は乱石積。外周には雨落石敷が巡っている。

また，上記基壇の50mほど西側に約11m四方，深さ2.3m以上の精緻な掘込地業を伴う塔基壇（未建設と推定）が検出され，従来の「塔1」と区別し，「塔2」と表記している。

a－8. 北方建物

中軸線上の武蔵野段丘斜面を整地した面に建てられた建物。礎石数個が残存している。発掘調査により，桁行五間（約28.5m），梁行四間（約18.4m）の東西棟礎石建物と判明している。

a－9. 南門

北方建物，講堂，金堂，中門の中軸線上に位置し，中門の南約60mの場所に設けられた門。発掘調査により，間口約4.5mの礎石建ちで，二本の親柱とその背後に控え柱が立つ棟門と判明している。門の両側には，a－10の伽藍地区画溝が取りつく。

a－10. 伽藍地区画溝及び区画溝内範囲

中枢部区画及び北方建物，七重塔を包括した区画を圍繞する溝。上面幅約2m，深さ約0.8mを有する素掘りの溝である。圍繞される範囲は東西約370m，南北約400mをはかり，北側は国分寺崖線上にも延びている。当該範囲の南西側に中枢部区画があり，南東側に塔1と塔2が東西に約50mの距離を隔てて存在する。伽藍地区画溝の南門北側には，幅約3mの橋が架けられていたと想定される。なお，伽藍地内北西の国分寺崖線上には，市重要史跡土師竪穴住居跡（国史跡指定地外）が存在し，僧尼寺の造営時や以降の管理・維持に関わる施設と考えられる。

a－11. 寺院地区画溝及び区画溝内範囲

伽藍地の外周部に相当し，修理院，政所院，花園院等，国分寺の経営を支えた付属施設，生産域を包括した範囲を寺院地と呼称する。東西約900m，南北約550mをはかり，この寺院地外周は素掘りの溝と東山道武蔵路（西辺）によって囲まれる。北辺の溝は，大部分が伽藍地区画溝と重複する。また，寺院地外周には僧尼寺の造営時や以降の管理・維持に関わる掘立柱建物跡や竪穴住居跡などの遺構が多数発見されている。

b. 尼寺跡

尼寺伽藍地は、幅 2.1 ～ 3.0 m、深さ 1.5 m の素掘り溝で区画されており、北辺は中近世の削平により残存していない。南東隅と南西隅も確認されていないが、おおむね東西約 150 m、南北推定 160 m 以上と思われる。

伽藍配置は、東西の二等分線の中軸線とし、伽藍地(寺域)区画に設けた南門(未確認)、中枢部区画に設けた中門、中枢部区画内南側の金堂、その背後の講堂(未確認)、尼坊が一直線に並ぶプランであったと考えられる。

中枢部を区画する施設は掘立柱塀と素掘り溝で構成される。中門より両翼に延びて、北へ折れ、尼坊の背後で閉じる。回廊を有さず、尼坊等までを圍繞する構成は僧寺と同一である。中枢部区画の規模は東西約 89 m、南北約 119 m である。

b-1. 金堂

本尊仏を安置する建物。基壇の高まりがわずかに残存していた。発掘調査により、基壇は版築により構築され、東西約 26.7m、南北約 18.5m と判明した。礎石や基壇外装は残存していなかったが、桁行七間(約 20.8m)、梁行四間(約 12.6m)の東西棟建物が想定される。

b-2. 講堂(未確認)

講堂は金堂の北に存在すると考えられるが、当該箇所は後世に削平を受けており、調査した範囲では発見されていない。

b-3. 尼坊

尼僧が起居する建物。推定講堂の北側に位置し、桁行十五間(約 44.5m)、梁行四間(約 8.9m)の東西棟礎石建物。

b-4. 中門・東門

中枢部区画の中軸線上に取り付けられた門。東西約 12.5m、南北約 9.6m の基壇付きの八脚門が想定される。また、金堂の中心から東の位置に中枢部区画の掘立柱塀が途切れる個所があり、棟門程度の東門の存在が想定される。

b-5. 中枢部区画施設及び区画施設内範囲

金堂、講堂(削平)、尼坊を囲んで区画する施設は、塀と外側の溝からなり、南側中央に中門が位置し、東側中央に東門が位置する。発掘調査により、塀は掘立柱塀であったことが判明している。金堂の南側では幢竿支柱跡も確認され、この区画内は、宗教儀礼を行う空間としての機能を持つ。その範囲は東西約 89m、南北約 119m におよぶ。

b-6. 伽藍地区画溝及び区画溝内範囲

中枢部区画の外側の区画を圍繞する溝。上面幅約 2 m、深さ約 1.5m を有する素掘りの溝である。圍繞される範囲は東西約 150m、南北約 160 m 以上をはかる。当該範囲の中央北側に中枢部区画があり、南辺溝と中軸線の交差部は土橋状通路が設けられている。

c. 東山道武蔵路跡

都と地方を結ぶ古代の官道が国分寺市域内を南北に通過しており、市域内の想定道路延長は、東戸倉～西元町地区間の約3kmに及んでいる。市内の埋蔵文化財包蔵地としては、市域南側を中心に約1.8km部分が国分寺市No.58遺跡で周知されているが、前述のとおり、このうち西恋ヶ窪1丁目(姿見の池)、泉町2丁目(泉プラザ東側)、西元町2丁目(旧第四小学校跡地)の3箇所については、史跡に指定されている。

c-1. 道路遺構

泉町2丁目地区では4時期にわたる道路の変遷〔第1期(側溝間約12mの直線道路)、第2期(第1期側溝が埋没し、その上面を路面として使用)、第3期(第1期よりやや西にずらして側溝を再掘削した道路)、第4期(切り通し状の道路)]が確認されている。また道路は、僧寺寺院地西辺区画としての機能も有していた。

c-2. 竪穴住居

旧第四小学校跡地では、第1期の東側溝が埋没した後、溝と重畳する形で竪穴住居が検出された。竪穴住居の覆土からは、9世紀後半頃の特徴をもつ須恵器の坏が出土しており、東山道武蔵路の第1期東側溝は、遅くとも9世紀後半には機能しなくなっていたことがわかる。

c-3. 特殊遺構

旧第四小学校跡地の第3期の西側溝に接して、東西6.8m、南北1.9m、深さ約50cmの不整楕円形の掘り込みが検出された。この遺構の上層の一部には、直径約50cm・厚さ約15cmの硬化面があり、そこから10世紀代の須恵器の坏2点が口縁部を合わせた形で発見された。

d. 参道口

僧寺中門、南門から南下する参道と、尼寺方面から南東に延びる道路の交差部分が発掘され、僧寺参道の左右に門の柱穴が確認された。冠木門の様な簡素な作りと推測できるが、柱穴は東西に3基ずつ存在し、建替えられている。僧尼寺の造営時や以降の管理・維持に関わる掘立柱建物跡や竪穴住居跡などが広がる寺院地周辺の範囲は寺地と呼称しているが、この広がりや南限を示す施設として、また国府・国分寺を繋いだ道路網の存在を浮かび上がらせるものとして貴重である。

②自然・歴史環境としての要素

a. 国分寺崖線の地形と樹林・湧水とその流れ

国分寺崖線は約7万年前から1万年前の氷期に多摩川の流れによって土砂が削り取られたことにより形成された。武蔵国分寺は樹林と湧水を擁する国分寺崖線を寺域に内包しており、崖線の地形そのものも史跡を構成する重要な要素である。

b. 中世から近代の歴史を表す諸要素

b－1. 寺域周辺の遺構群

尼寺北方には、伝鎌倉街道、伝祥応寺、塚などの中世遺構群が存在する。

b－2. 歴史的建造物群

国分寺崖線下沿いには、旧本多家住宅長屋門（市重要有形文化財）など、近世以降の歴史環境を継承してきた建造物群が存在する。

b－3. 宗教法人国分寺

現在地に再興され、法灯を継ぐ宗教法人国分寺の境内地および墓地。境内地には、歴史的建造物である薬師堂（市重要有形文化財）、仁王門（市重要有形文化財）が存在する。また、前住職故星野亮勝氏が収集した万葉集にちなむ植物を植栽した万葉植物園（市重要天然記念物）が存在する。墓地は、講堂跡北側と、金堂・講堂跡西側の2カ所に存在する。

③その他の要素

a. 史跡の保存活用に関する諸要素

a－1. 歴史公園に関する諸施設

公園整備に伴い設置された展示解説施設、便益施設、植栽など。

a－2. 遺構保全のため公有化された土地。

a－3. 調査、整備、活用に関する諸施設

資料館、遺跡調査事務所など。

b. 公益的な利用に関する諸施設

b－1. 道路及び関連施設

道路、標識、安全柵、街路灯など

b－2. 電力、ガス、上下水道施設

c. 畑

指定地のうち、民有地の土地の多くは野菜、果物、植木の畑である。

d. 保育園

国分寺保育園は既に保存管理計画（第一次）に基づき史跡指定地外へ移転済みであるが、旧保育園の既存建物は改修され、現在は暫定的に公設民営保育施設として活用されている。

e. 私有・共同墓地

史跡指定地内には、仁王門下の共同墓地（国分寺他共有墓地）、推定西僧坊付近の共同墓地（堂山墓地）、塔2北方の私有墓地（本多家墓地）の3カ所の私有・共同墓地が存在する。

(2) 史跡を構成する諸要素の保存管理方法

①本質的価値を構成する要素

a. 僧寺跡

地下遺構の保全を図り，整備によって基壇や一部建物の復元を行って本質的価値を顕在化させ，活用を図る。

b. 尼寺跡

地下遺構の保全を図り，整備によって基壇や一部建物の復元を行って本質的価値を顕在化させ，活用を図る。

c. 東山道武蔵路跡

地下遺構の保全を図り，整備によって道路跡の再生展示・平面表示等を行って本質的価値を顕在化させ，活用を図る。

d. 参道口

地下遺構の保全を図り，平面表示等を行って本質的価値を顕在化させ，現状の整備を適切に管理し，活用を図る。

②自然・歴史環境としての要素

a. 国分寺崖線の地形と樹林・湧水とその流れ

僧寺跡，尼寺跡，東山道武蔵路跡の価値を減じない範囲において，崖線の地形，樹林，湧水の適切な保護および維持管理を行う。

b. 中世から近代の歴史を表す諸要素

b-1. 寺域周辺の遺構群

地下遺構を保全し，整備によって表示を行うことを検討する。

b-2. 歴史的建造物群

地域の重層的な歴史遺産として適切な維持管理及び活用を推進する。

b-3. 宗教法人国分寺

宗教法人国分寺は旧伽藍と重複しており，現在地に再興された歴史的経過等を考慮し，公有化および整備の対象外とする。将来も寺としての機能を失うことがないかぎり，この基本的な原則はかわらない。寺としての経営や生活を維持するに最低限必要な現状変更は，原則として事前の発掘調査を行い，地下遺構に影響を与えないことを条件に認める。推定経蔵付近にある墓地は，遺構の検出面が非常に浅く，経蔵の保存整備に支障をきたすことが考えられるので，現位置からの移転が最良の策である。このため移転に向けての諸条件の整備（移転先の決定，墓地使用者の同意等）を行う。

③その他の要素

a. 史跡の保存活用に関する諸要素

a－1. 歴史公園に関する諸施設

適切な維持管理及び活用を行う。

a－2. 遺構保全のため公有化された土地

整備されるまでの間、適切な維持管理を行う。

a－3. 調査、整備、活用に関する諸施設

将来的には、諸施設を統合し、史跡整備と併せて国分寺跡保存のセンター的機能を果たす（仮称）郷土博物館を建設する。それまでの間、現在の諸施設の適切な維持管理、活用運営を行う。

b. 公益的な利用に関する諸施設

b－1. 道路及び関連施設

原則として、道路の新設・拡幅は認めない。ただし、重要遺構にかかる道路の暫定的な振替など、史跡の価値が維持向上する場合については地下遺構への影響や周辺景観に配慮した上で認めるものとする。また、地域の生活上必要な道路については、現状の機能を維持するものとする。

b－2. 電力、ガス、上下水道施設

原則として新設は認めないが、公共・公益上必要な地下埋設物は、地下遺構に大きく影響のない範囲で認めるものとする。

c. 畑

原則として、現在の状態を継続する。

d. 保育園

多くの市民の利用がある間、遺構の保全を前提に、現在の状態を継続する。

e. 私有・共同墓地

推定西僧坊付近の共同墓地（堂山墓地）、および塔2北方の私有墓地（本多家墓地）は、遺構の検出面が非常に浅く、西僧坊、および塔2の保存整備に支障をきたすことが考えられるので、現位置からの移転が最良の策である。このため移転に向けての諸条件の整備（移転先の決定、墓地使用者の同意等）を行う。

3. 地区区分

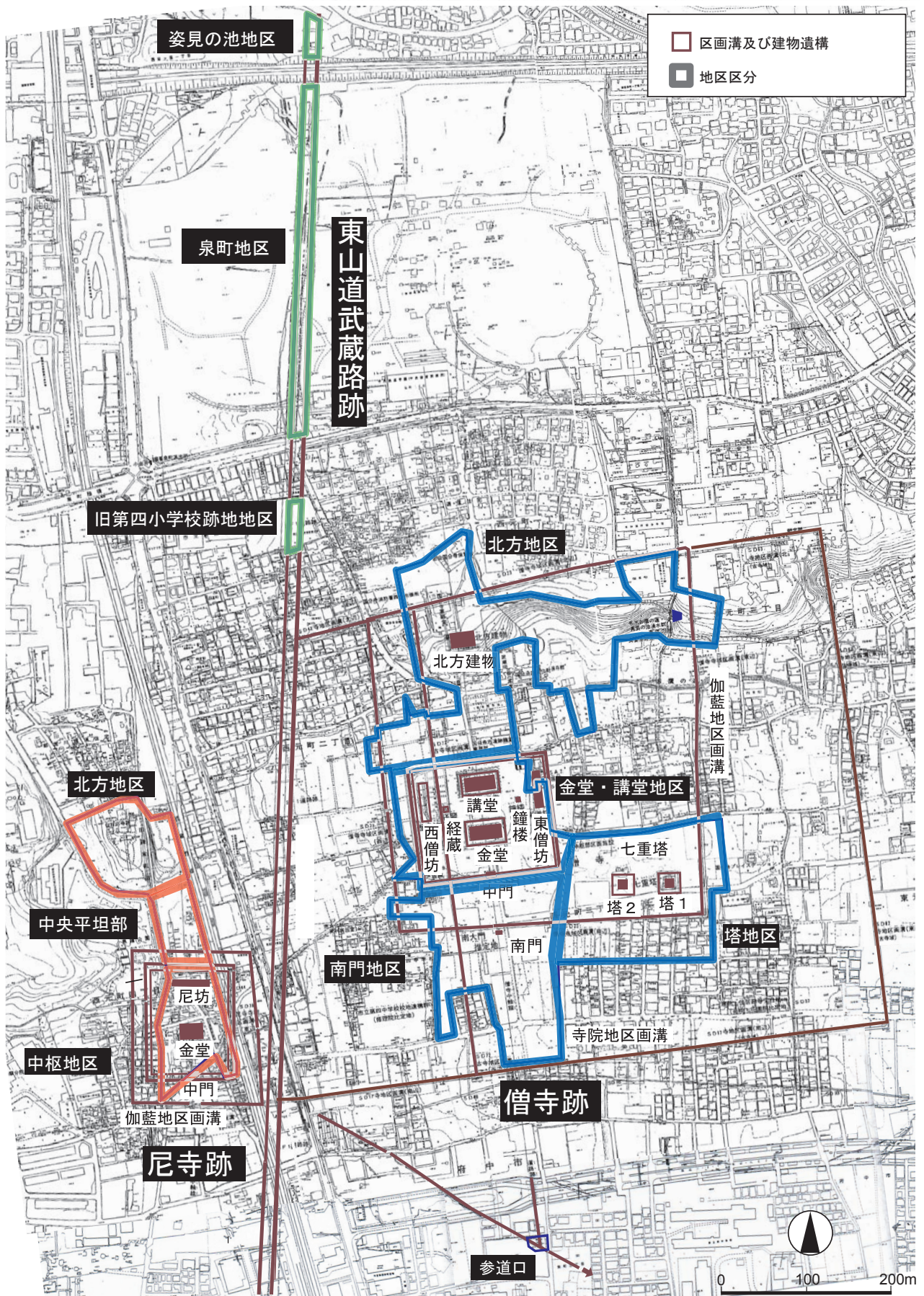
(1) 史跡指定地内の地区区分

地区名		保存管理方法
僧寺跡	金堂・講堂地区	整備により一部建造物を復元し、中枢部範囲の明示と儀礼空間の表現を行う。既存道路が、金堂、中門など主要遺構の一部に重なっている箇所は、保存整備に支障をきたすため、何らかの措置（長期的には廃道、短期的には振替など）が必須である。金堂西方の宗教法人国分寺墓地および共同墓地（堂山墓地）は遺構の検出面が非常に浅く、経蔵、西僧坊跡の保存整備に支障をきたすので現位置からの移転が最良の策である。このため、移転に向けての諸条件の整備（移転先の決定、墓地使用者の同意等）を行う。
	塔地区	整備により塔基壇を復元し、伽藍地範囲の表現と、緑地空間及び古代を体感できる空間としての活用を行う。既存道路に七重塔跡の一部が重なっている箇所は、保存整備に支障をきたすため、何らかの措置（長期的には廃道、短期的には振替など）が必須である。七重塔西方の私有墓地（本多家墓地）は遺構の検出面が非常に浅く、塔跡2の保存整備に支障をきたすので現位置からの移転が最良の策である。このため、移転に向けての諸条件の整備（移転先の決定、墓地使用者の同意等）を行う。
	南門地区	整備により南門、参道の表示を行い導入空間としての演出を行う。
	北方地区	歴史的建造物と国分寺崖線の自然環境保全を行う。宗教法人国分寺は旧伽藍と重複しており、現在地に再興された歴史的経過等を考慮し、公有化、及び整備対象から原則として除外する。なお、僧寺伽藍の中で特徴的な、国分寺崖線斜面に立地する北方建物などの重要遺構については、周囲の景観に配慮しつつ、必要な遺構整備を実施する。整備により北辺区画溝を表示し、僧寺跡への北側のエントランス広場として活用されている僧寺北東地域については、今後とも継続して適切な管理を行う。
尼寺跡	中枢地区	整備を完了し、歴史公園として活用しており、今後とも継続して適切な管理を行う。
	中央平坦部	整備を完了し、歴史公園として活用しており、今後とも継続して適切な管理を行う。
	北方地区	尼寺跡後方の自然・歴史環境（国分寺崖線・伝鎌倉街道・伝祥応寺・塚）は、整備を終えた歴史公園の中で、現状のまま保存する。地区内の伝鎌倉街道においては車両の通行禁止措置を継続する。
東山道武蔵路跡	姿見の池地区	自然環境のなかで、特殊な地下遺構が保全されている状態を維持する。
	泉町地区	泉町地区地区計画に定める東山道跡のうち都市計画法に基づき市が帰属を受けた部分は、史跡整備を完了し、歴史公園として活用しており、今後とも継続して適切な管理を行う。また、泉町地区地区計画に定める保存空地並びに歩道には、東山道武蔵路第1期側溝跡を路面に表示しており、今後とも継続して適切な管理を行う。
	旧第四小学校跡地地区	第四小学校地区地区計画に定める東山道武蔵路は、史跡整備を完了し、歴史公園として活用しており、今後とも継続して適切な管理を行う。また、第四小学校地区地区計画に定める区画道路の歩道には、東山道武蔵路第1期側溝跡、及び第3期側溝跡を表示しており、今後とも継続して適切な管理を行う。
参道口	※府中市栄町	都市公園「万作の木公園」の一角に、冠木門の復元・参道の路面表示等の整備を完了し、史跡公園で歴史学習が出来る施設として活用している。府中市が、今後とも継続して適切な管理を行う。

第1表 史跡指定地地区区分と保存管理方法

<各地区の面積>

・僧寺跡	112,851.12㎡	・尼寺跡	23,681.31㎡	指定地総面積 145,367.16㎡
・東山道武蔵路跡	8,485.35㎡	・参道口	349.38㎡	

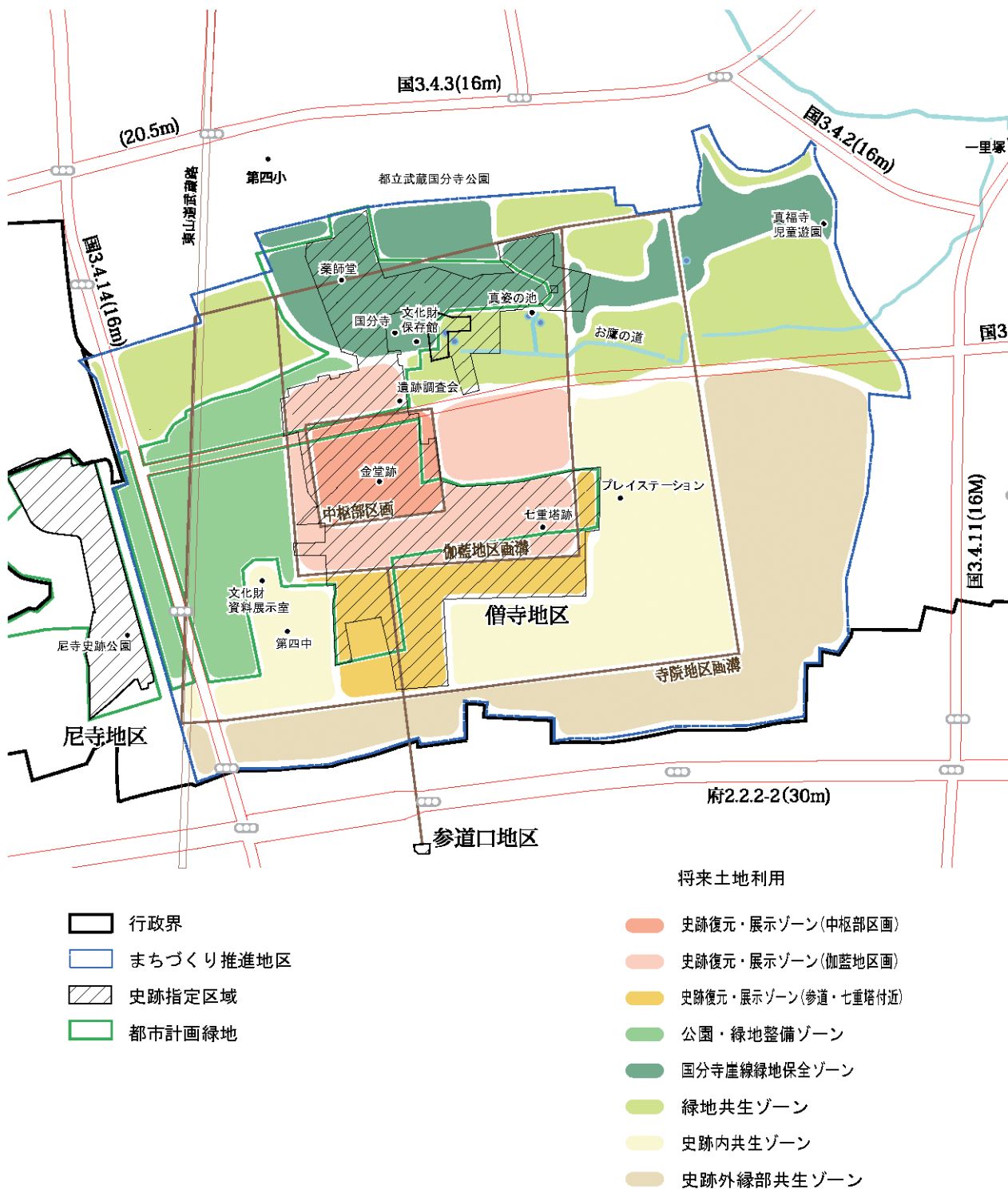


第 13 図 史跡指定地地区区分図

(2) 指定地周辺の土地利用方針

a. 国分寺市域

保存管理計画（第1次）では、指定地外についても地区を設定し、保存管理方針を定めたが、平成19年8月に国分寺市まちづくり条例に基づく「史跡武蔵国分寺跡周辺地区まちづくり計画」が策定されたことを踏まえ、保存管理計画（第2次）では、その土地利用方針に準ずることとする。



第14図 土地利用方針ゾーニング（「史跡武蔵国分寺跡周辺地区まちづくり計画」より）

分類		現況の土地利用	将来構想
史跡 復元 展示 ゾーン	中枢部区画	ほぼ史跡指定区域内であり、現在は史跡公園等を中心とした土地利用。	史跡の心臓部（中枢部区画）として優先的に復元整備（建造物復元）を行うゾーン。
	伽藍地区区画	過半が史跡指定区域内であり、現在は史跡公園等を中心とした土地利用。	伽藍地区区画内として、史跡指定区域内において復元整備を行うゾーン。
	参道・七重塔付近	過半が史跡指定区域内であり、一部に宅地や農地がある。	伽藍地の外ではあるが、参道・七重塔付近にあたり、復元整備を行うゾーン。
公園・緑地整備ゾーン		農地が比較的多く残されているほか、都市計画緑地・都市計画公園に指定されている。一部史跡指定区域と重複している。	史跡の寺院地区区画内であり、将来的にも史跡の一部として緑地的整備を図るゾーン。
国分寺崖線緑地保全ゾーン		現在残されている国分寺崖線の緑地。一部は、史跡指定区域内。	国分寺崖線として必ず保全を図るゾーン。なお、史跡指定地区内においては、遺構が確認された部分は、史跡の復元展示を進める。
緑地共生ゾーン		国分寺崖線の外縁部にあたり、住宅等が中心となっている。一部は、史跡指定区域内。	国分寺崖線の緩衝帯として、緑地を可能なかぎり保全、再生するゾーン。なお、史跡指定地区内においては、遺構が確認された部分は、史跡の復元展示を進める。
史跡内共生ゾーン		現在は、生産緑地や住宅地として利用されている。史跡指定区域は含まれていない。	当面は宅地として、遺構の保存を図るゾーン。
史跡外縁共生ゾーン		現在は、生産緑地や住宅地として利用されている。史跡指定区域は含まれていない。	寺院区画の外側を囲っており、史跡の周辺環境としてふさわしい土地利用を図るゾーン。

第2表 土地利用方針（「史跡武蔵国分寺跡周辺地区まちづくり計画」より）

b. 府中市域

国分寺市に隣接する栄町二丁目・三丁目、武蔵台一丁目地区の一部は、武蔵国分寺関連遺跡（府中市No.1遺跡）の埋蔵文化財包蔵地として周知されている。当該範囲にかかる埋蔵文化財の取扱いについては、6. 埋蔵文化財包蔵地について（p.51）を参照されたいが、現史跡指定地は栄町三丁目地内にある万作の木公園の参道口部分のみである。

また、『府中市都市計画に関する基本的な方針（府中市都市計画マスタープラン）』（平成22年3月）では、この参道口周辺部の景観のまちづくり方針として、武蔵国分寺跡周辺における歴史あるまち並みに配慮した景観形成を行う旨が定められている。

4. 現状変更について

史跡武蔵国分寺跡 附東山道武蔵路跡を構成する本質的価値には、寺院跡(僧尼寺・参道口)、道路跡という遺跡(遺構)そのものの要素に加えて、それを取り巻く自然・歴史的環境という付加要素が存在する。これらの価値を損なうことなく将来にわたり保存するために、本質的価値を構成する遺構、地形、自然環境などについて、保存が図れるよう保存管理の方法を定めるとともに、史跡地内において予測される各種の現状変更について、具体的な取扱い基準を設けた。取扱いの基本方針としては、本質的価値を著しく減じる行為についての現状変更は認められないことを原則とする。なお、府中市域に含まれる参道口の現状変更の取扱いについては、末尾(5)に示す。また、現状変更許可申請にかかる手続きについては、巻末資料9(p.97)を参照されたい。

(1) 史跡の現状変更

国指定史跡とは、文化財保護法第2条(文化財の定義)で「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの」として定義される文化財(記念物)のうち、重要なものを同法第109条(指定)により文部科学大臣が指定したものをいう。

指定された史跡は、その価値を損なうことなく保存し管理する必要があるため、史跡指定地内において「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」は、文化財保護法第125条(現状変更等の制限及び原状回復の命令)に基づき、文化庁長官などの許可(国の機関である場合は法第168条(国に関する特例)の同意)が必要となる。現状変更許可申請が必要な行為は、工事など次の事項が該当する。

- ア. 道路の管理のための修繕、改修工事
- イ. 公園などの管理のための修繕、改修工事
- ウ. 建築物の新築、増築、改築または除却
- エ. 工作物の新築、増築、改築または除却
- オ. 土地の掘削、盛土、切土など地形の改変
- カ. 木竹の伐採、植栽
- キ. 地中埋設物の設置、撤去
- ク. 発掘調査及び保存整備
- ケ. その他史跡の保存に影響を及ぼす行為

以上の現状変更は、史跡の価値を充分踏まえた上で検討し、実施しなければならない。事業主体は文化庁、東京都教育委員会、国分寺市教育委員会の関係機関と協議を行ったうえで、許可を受けなければならない。

地下掘削を伴う現状変更に際しては、事前の発掘調査などを実施(軽微なものについては、立会い)し、重要な遺構が確認された場合は、設計変更などの協議を行う。規模の大きな現状変更に際しては、学術調査の結果を踏まえたうえで、学識経験者などで構成される委員会(国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会等)により、計画の検討を行うこととする。

(2) 現状変更を認められない行為

- ア. 本計画書に定められた基準 (p.45 ~ 47 (4) 現状変更許可基準, 第3表) に反する場合。
- イ. 史跡の滅失, き損又は衰亡のおそれがある場合。
- ウ. 史跡の景観を阻害又は価値を著しく減じると認められる場合。

(3) 現状変更の取扱い

1) 許可を要しない行為

文化財保護法第125条第1項には、「ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない」とある。当条文に基づき、以下の行為については許可を要しない。

a. 維持の措置の範囲

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号）第4条に規定される「維持の措置の範囲」は以下のとおりである。

- ア. 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該史跡をその指定当時の原状に復するとき
- イ. 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき
- ウ. 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき

b. 日常的な維持管理の行為

ア. 公園としての維持管理行為

- ・植生の日常的な手入れ（枯損木・倒木処理、支障枝剪定、草刈りなど）
- ・公園灯・解説施設などの清掃・保守点検、路面の清掃および簡易な補修

イ. 道路の維持管理行為

- ・道路の日常的な管理・簡易な補修（路面の表層打ち替え・補修、街灯などの清掃・保守点検）や破損・劣化による部分的な取り替え

ウ. 既存建物の維持管理行為

- ・外壁または屋根の塗装などの小規模な修繕
- ・内装および屋内諸設備の補修及び修繕

エ. 墓地の維持管理行為

- ・地下遺構に影響を与えない墓地としての利用

オ. 畑の維持管理行為

- ・地下遺構に影響を与えない日常的な畑作行為

2) 国分寺市による現状変更の許可が必要な行為

(1) に示した文化財保護法第 125 条による現状変更申請が必要な行為のうち、次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、文化財保護法施行令第 5 条第 4 項(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)に基づき、現状変更の許可およびその取り消し並びに停止命令を国分寺市教育委員会が行う。現状変更の許可申請先は、国分寺市教育委員会とする。

- ア. 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が 120 平方メートル以下のものをいう。)で 3 か月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築または除却(ただし、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る)
- イ. 工作物(建築物を除く。)の設置、改修もしくは除却(ただし、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る)
※工作物とは、小規模建築物などに付随する門・生垣・塀・柵、既設道路に付帯する電柱・道路標識・ガードレール・側溝・案内板・街灯を含む。
- ウ. 道路の舗装もしくは修繕(ただし、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る)
- エ. 史跡の管理に必要な施設の設置、改修または除去
- オ. 埋設されている電線、ガス管、水道管又は下水道管の改修(ただし、規格、規模、位置の変更を伴わないもの)
- カ. 史跡の保存活用に影響を及ぼす樹木の伐採

3) 文化庁による現状変更の許可が必要な行為

(1) に示した現状変更申請が必要な行為のうち、(3) - 1) と 2) に示したものの以外の行為については、文化庁長官による現状変更の許可が必要である。

※申請の手続き(許可申請、終了報告等)については、巻末資料 9(p.97)を参照。

(4) 現状変更許可基準

保存管理の方法に基づき、(1) に示した現状変更の内容ごとにとり扱いを以下に示した。

史跡地内には、道路など公益上必要な施設や、土地・施設の管理上必要な工作物、埋設物などがある。また、史跡地の利活用に有効な便益施設などがある。これらの機能の維持にも配慮し、遺構の破壊や景観への影響がないよう、文化財としての価値の保存を前提に現状変更を取扱う。

ア. 道路の管理のための修繕、改修工事

公共・公益上必要な施設の維持のための改修などは、遺構に影響のないよう図ったうえで、文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて検討する。

イ. 公園などの管理のための修繕，改修工事

史跡の利活用に関連する諸施設の維持のための改修などは，遺構に影響のないよう図ったうえで，文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。新設にあたっては，遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。

ウ. 建築物の新築，増築，改築，または除却

建築物の新築，増築，改築は原則認めない。ただし，地下遺構への影響や周辺景観が配慮され，史跡の価値が維持向上する場合において認めることもある。建築物の除却は，遺構に影響のないよう図ったうえで，認めるものとする。

エ. 工作物の新築，増築，改築，または除却

防災上，土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の改修にあたっては，遺構に影響のないよう計画したうえで，文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。新設にあたっては，遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。

オ. 土地の掘削，盛土，切土など地形の改変

遺構復元といった文化財保護のための地形変更を除き，地形の大幅な変更は，原則認めないものとする。

カ. 木竹の伐採，植栽

重要な遺構周辺の新たな植樹は，崖線の法面保護や植生復元のための植樹を除いて，遺構の保護上原則として認めないものとする。史跡整備にともなう植栽については，遺構に影響のないよう計画したうえで，史跡の価値が維持向上する場合において認めるものとする。

キ. 地中埋設物の設置，撤去

公共・公益上必要な地下埋設物は，地下遺構に大きく影響のない範囲で認めるものとする。

ク. 発掘調査及び保存整備

遺構の保存や状況把握に関わる調査は，その目的を明確にしたうえで，適切な範囲で行う場合は認めるものとする。発掘調査の成果に基づく保存修理，整備を行う場合には，その方法などを十分検討したうえで行う行為について認めるものとする。

(5) 参道口地区にかかる現状変更について

都市公園「万作の木公園」内の一部を構成する参道口地区における取扱いは，基本的には上記(1)～(4)に準拠するが，このうち(3)2)「国分寺市による現状変更の許可が必要な行為」のうち，国分寺市を府中市と読み替えることとする。

項目		取扱い基準の内容	備考	許可区分
道路	新設・拡幅	原則として現状変更を認めない。ただし、地下遺構への影響や周辺景観が配慮され、史跡の価値が維持向上する場合において認めるものとする。		文化庁
	修繕・改修	公共・公益上必要な施設の維持のための改修などは、地下遺構に影響のないよう図ったうえで、文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。	土地の掘削を伴うもの	文化庁
			土地の掘削を伴わないもの	市
維持管理	日常的な管理、簡易的な補修（路面の表層打ち替え・補修、街灯などの清掃・保守点検）や破損・劣化による部分的な取り替えは、許可を要しない。		不要	
公園	修繕・改修	史跡の利活用に関連する諸施設の維持のための改修などは、遺構に影響のないよう図ったうえで、文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。	土地の掘削を伴うもの 土地の掘削を伴わないもの	文化庁 市
	維持管理	植生の日常的な手入れ、公園灯・解説施設などの清掃・保守点検、路面の清掃および簡易な補修については、許可を要しない。		不要
建築物	新築	原則として現状変更を認めない。		文化庁
	増築・改築	原則として現状変更を認めない。ただし、地下遺構への影響や周辺景観が配慮され、史跡の価値が維持向上する場合において認めるものとする。	基礎工事を伴うもの	文化庁
			基礎工事を伴わないもの	市
	維持管理	日常的な管理、簡易的な補修（外壁または屋根の塗装などの小規模な修繕、内装および屋内諸設備の補修及び修繕）は、許可を要しない。		不要
除却	地下遺構に影響のないよう図ったうえで認めるものとする。		文化庁	
建小規模	新築 増築・改築 除却	小規模建築物で3ヶ月以内の期間を限って設置されるものは、地下遺構に影響のないよう図ったうえで、文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。※小規模建築物とは、階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。	土地の掘削を伴うもの 土地の掘削を伴わないもの	文化庁 市
	土地	地形の改変	遺構復元といった文化財保護のための地形変更を除き、地形の大幅な変更は原則認めないものとする。	文化庁
土地	維持の措置	史跡がき損し、または衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき、または、き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をとるときは、許可を要しない。		不要
	工作物	設置 改修 除却	防災上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の改修にあたっては、地下遺構に影響のないよう計画したうえで、文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。※工作物とは、建築物などに付随する門・生垣・塀・柵、既設道路に付帯する電柱・道路標識・ガードレール・側溝・案内板・街灯を含む。	土地の掘削を伴うもの 土地の掘削を伴わないもの
埋設物			新設	原則として認めない。ただし、公共・公益上必要な地下埋設物は、地下遺構に大きく影響のない範囲で認めるものとする
埋設物	改修	公共・公益上必要な地下埋設物は、地下遺構に大きく影響のない範囲で認めるものとする	規格・規模・位置の変更を伴うもの 規格・規模・位置の変更を伴わないもの	文化庁 市
	植栽	植樹	重要な遺構周辺の新たな植樹は崖線の法面保護や植生復元のための植樹を除いて、遺構の保護上原則として認めないものとする。史跡整備に伴う植栽については、地下遺構に影響のないよう図ったうえで、史跡の価値が維持向上する場合において認めるものとする。	文化庁
伐採		史跡の保存活用に影響を及ぼす樹木の伐採は、地下遺構への影響が最小限となるよう配慮する。		市
畑	営農	果樹・植木の植替えおよび広範囲にわたる植替えに伴う現状変更は、地下遺構に影響を与えないことを条件に認める。小規模な掘削を伴う現在の状態を継続する限りは、許可を要しない。	果樹・植木の植替えおよび広範囲にわたる植替え	文化庁
			小規模な掘削を伴う現在の状態	不要
墓地	新設・改修	墓所の新設・改修は、地下遺構に大きく影響のない範囲で認めるものとする	新たな掘削を伴うもの	文化庁
			過去の掘削範囲でおさまる改修など	不要
発掘調査及び保存整備		遺構の保存や状況把握に関わる調査は、その目的を明確にしたうえで、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。発掘調査の成果に基づく保存修理、整備を行う場合には、その方法などを十分検討したうえで行う行為について認めるものとする。		文化庁

第3表 現状変更取扱い基準と許可区分

5. 史跡の追加指定について

紆余曲折を経て広がった現在の史跡の範囲は、本来の指定の在り方からすると不整形な範囲となっている。今後、全国的にも大規模なことで知られる武蔵国分寺の全体像を明らかにし、武蔵国府、東山道武蔵路との関係を含めて的確に将来に伝えるため、下記の範囲を史跡に追加指定し、遺構の保護を図ることを目標とする。

尚、追加指定の際には、遺構の保護に万全を期するため、数メートル程度のバッファゾーン（緩衝帯）を設けることを検討する。

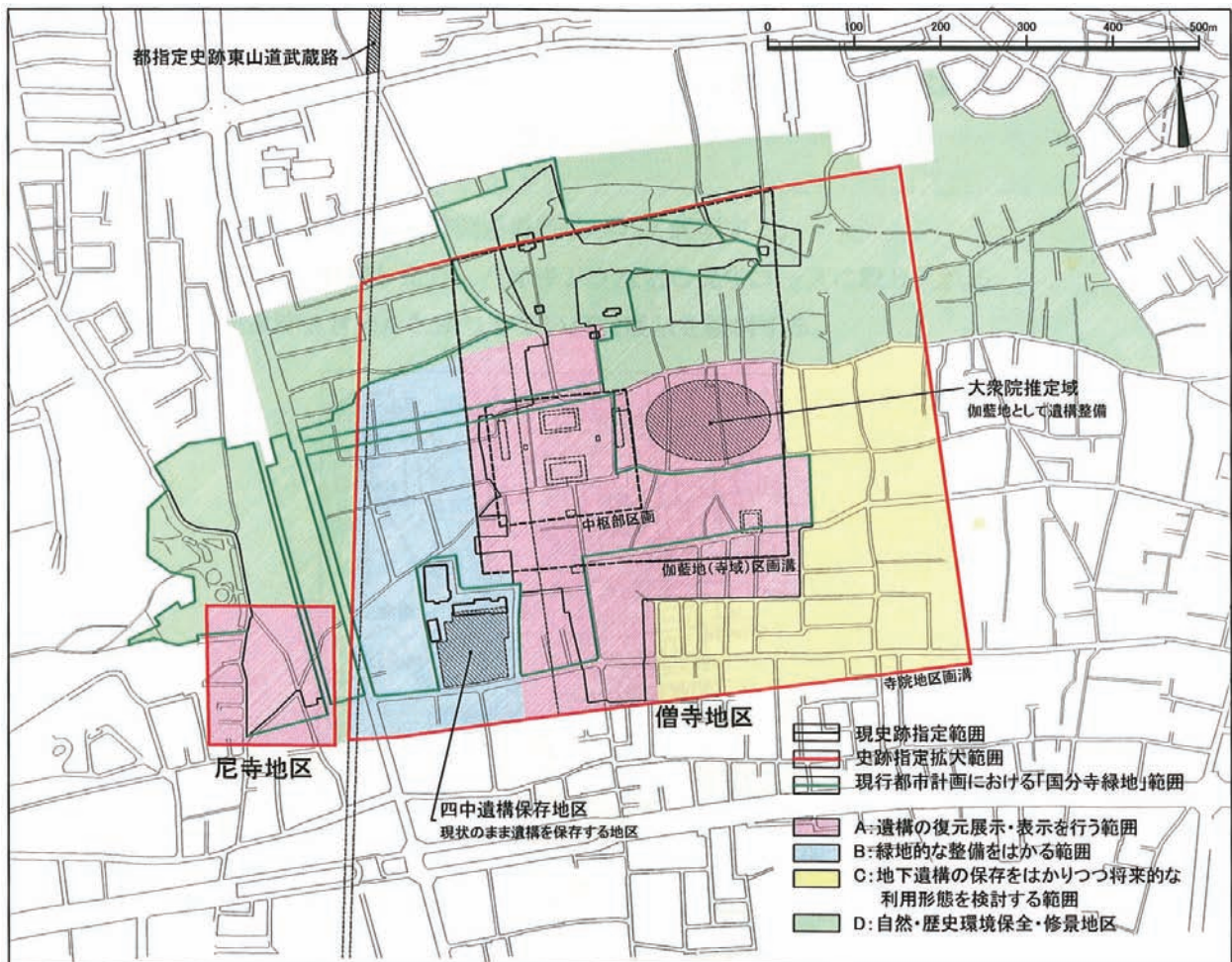
<僧寺跡>

寺院地区画内の全域を史跡指定地に含めることを長期的目標とする。特にこのうち、伽藍中枢部に残る、区画施設北東隅、南西隅の2ヶ所の未指定地については早急に指定し、整備対象とすることを旨とする。

また、史跡指定地外であるが、市立四中遺構保存地区については、国分寺関連の遺構が集中して検出された校地のグラウンド部分は、現状のまま遺構を保存する。

<尼寺跡>

伽藍地（寺域）全体の指定を目指す。



第15図 史跡指定拡大計画（「史跡武蔵国分寺跡〔僧寺地区〕新整備基本計画」より）

<東山道武蔵路跡>

東山道武蔵路は、僧寺寺院地西辺の区画としての機能をもち、その部分については、史跡指定地に含めることを長期的目標とする。

<参道口地区>

万作の木公園内の整備箇所について、適切に保存管理することを長期的目標とする。周辺における史跡の追加指定は、開発による事前の発掘調査により、極めて重要な遺構が発見された場合、府中市が中心となり適宜検討していく。

6. 埋蔵文化財包蔵地について

文化財保護法第93条(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)では、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合には、所定の書面をもって、文化庁長官(※)に届け出なければならないとしている。

※平成12年度以降の埋蔵文化財発掘の届出は、各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知「文化財保護法及び文化財保護施行令の一部改正について」(平成12年3月10日付庁保伝第14号)で、地方分権に伴う権限委譲により自治事務として東京都教育委員会宛に届出することになっている。

(1) 国分寺市

国分寺市では、「埋蔵文化財取扱いの手引(2008年3月)」でその取扱いについてまとめており、僧寺跡、尼寺跡、東山道武蔵路跡に関連するものとしては、「武蔵国分寺跡(僧尼寺)」(国分寺市No.10遺跡)、「武蔵国分寺跡」(No.19)、東山道武蔵路(No.58)の3つの遺跡が周知されている(第16図、第4表参照)。

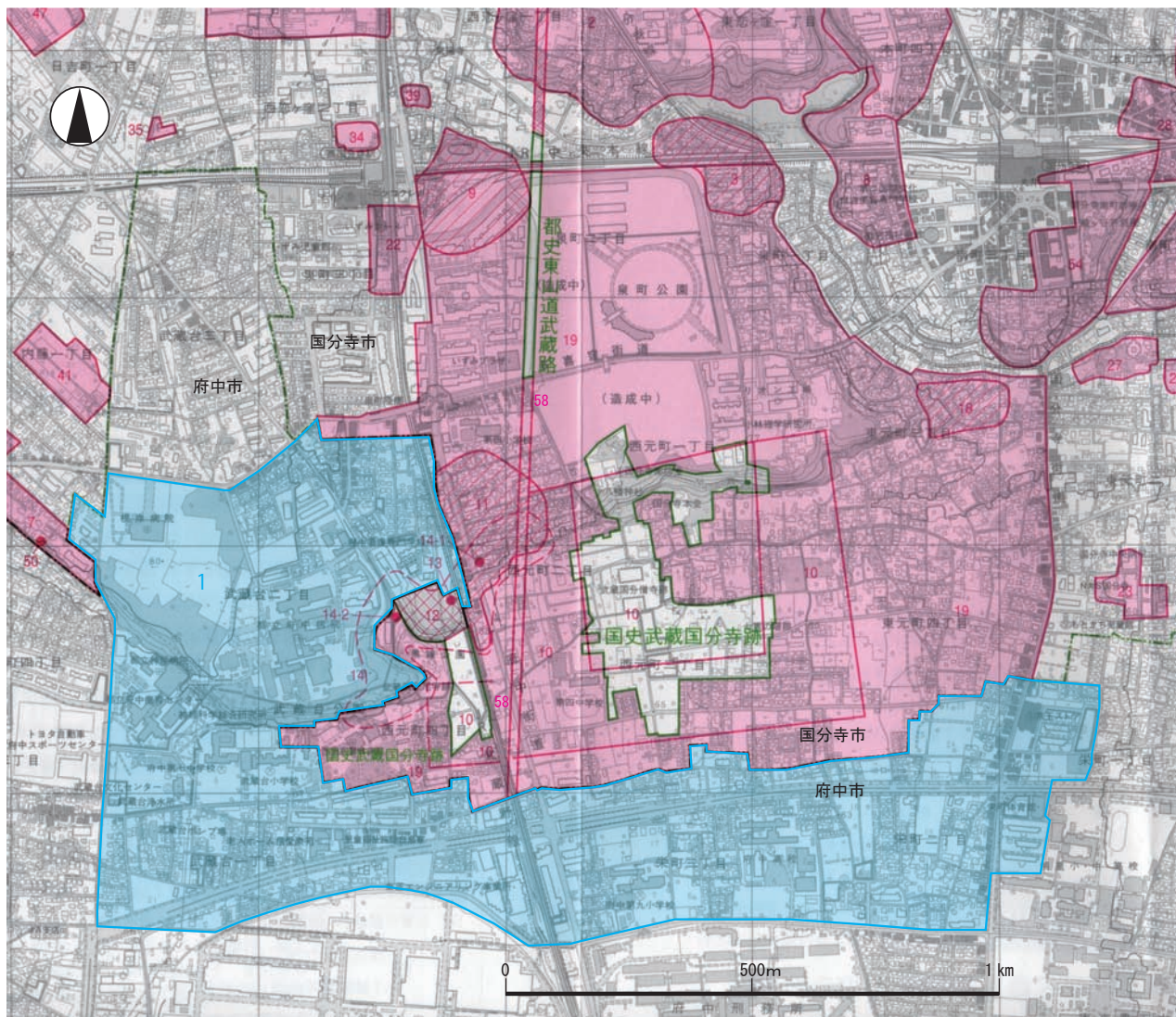
この範囲内で土木工事等が実施される場合は、埋蔵文化財発掘の届出の提出が必要となり、①試掘調査、②確認調査、③工事立会い、④事前調査、⑤慎重工事、のいずれかの指導が東京都教育委員会より届出者へ伝えられることとなる。

当該範囲で行われる発掘調査は、こうした開発等に伴う事前の記録保存を目的とした調査として行われることが多いが、No.10遺跡では中枢部・伽藍地・寺院地をそれぞれ区画する施設や主要伽藍を構成する建物群、No.19遺跡では附属諸院等が含まれる可能性が高いため、適宜、学術調査を実施していく必要がある。

その際、往時の武蔵国分寺の構成・性格を考えるうえで、学術的に極めて重要な発見があった場合には、遺跡の保存、史跡の追加指定等を検討していく。

(2) 府中市

参道口の周辺は、「武蔵国分寺跡関連遺跡」(府中市No.1遺跡)として埋蔵文化財包蔵地に含まれている。当該地内における埋蔵文化財の届出およびその取扱いについては、上記(1)に準拠する。



第 16 図 国分寺市・府中市遺跡地図 ※国分寺市遺跡地図（2008 年 3 月）をもとに作成

所在地	遺跡番号	遺跡名	種別	時代
国分寺市	10	武蔵国分寺跡（僧尼寺）	寺院跡	奈良・平安
国分寺市	19	武蔵国分寺跡	集落跡・道路跡	旧石器・縄文・奈良・平安・中世・近世
国分寺市	58	東山道武蔵路	道路跡	奈良・平安
府中市	1	武蔵国分寺跡関連	集落跡	旧石器・縄文・奈良・平安・中世・近世

第 4 表 周知の埋蔵文化財包蔵地一覧